

右當郡内紺搔者爲白山水引神人
 白山并金劔宮敷地紺搔与野市
 往古爲兩座或云臨時祭禮之時御鉢
 野役或云座中新入酒肴各別疋致其
 野市紺搔等近年動兩座依擬令
 町等自他多其煩者也雖然如今令
 任先例公私疋役如元爲各別座相互
 儀疋詮於御山兩座加判形捺置連
 向後更不可有不忠腹黑之儀敢至
 輩者永解神人名字可被追出國
 犯者

白山七社權現御寄可蒙各々身上
 文和三年七月十八日

(野市は今の石川郡野々市にして、御山は白山嶺上をいふ。)

七月廿四日。石川郡白山宮莊嚴講勸進、明日を以て一乗坊に講衆を招集す。

【白山宮莊嚴講中記録紙背文書】 四四七

明日午刻於一乗坊
 可有御集來矣

見聞

立政權律師奉 貞澄權少僧都
 善耀權律師奉 禪祐阿闍梨奉
 承覺權律師奉 一運阿闍梨奉
 連海大德奉 詮乘阿闍梨奉
 禪俊阿闍梨 豪運大德奉
 右依恒例所唱如件

文和三年七月廿四日 勸進 祐 運

八月廿五日。藤原よりたゞ、羽咋郡富來院船上村地頭職の内の田地をたうとう寺に寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡 四四八

きしんしたてまつる、のとのくに(富來院)あゆかみむらの地頭しきの内の田地の事
 右かのしよりやうは、よりたゞぢうだいさうでんのしよ

りやうなり。しかるにごしやうぼだいのために、でんそ

の所たうを、ししやうがさんおしやうに、はじめてまいらせおき候により、寺がうを申なし、たいへいざんたうとくじへ、ほんきしんのちを、一(一)らうものこさずきしん申候物なり。かのでんちにおきて、よりたゞのしそんのなかに、いらんわづらいを申候はん物は、ふけうのじんとして、よりたゞがあとをちぎやうすべからず候。よて後日のために、きしんじやうくだんのごとし。

ふんハ三ねん八月廿五日

ふちはらのよりたゞ 在判

(美書) 左馬助 在判

九月廿四日。幕府、石川郡祇陀寺の卷數を送りたるに答ふ。

【祇陀寺文書】

四四九

卷數一合人見參候畢。返々日出候之由被仰出候。恐惶謹

言。

(書入) 文和三年 九月廿四日

(書入) さいら五郎ざへもん入道じの 沙彌道永 在判

進上 祇陀寺長老

九月廿四日。石川郡白山宮莊嚴講勸進、明日を以て理觀坊に講衆を招集す。

【白山宮莊嚴講中記録紙背文書】 四五〇

明日午刻於理觀坊
 可有御集來矣

見聞

立政權律師奉 貞澄權少僧都
 善耀權律師奉 禪祐阿闍梨奉
 承覺權律師奉 一運阿闍梨奉
 連海大德 詮乘阿闍梨
 禪俊阿闍梨奉 豪運大德奉
 右依恒例所唱如件

文和三年九月廿四日 勸進 正 成

十月三日。假掲

【總持寺文書】 鳳至郡 四五一

勸宣能州總持寺住職位之事、緇傳鷲嶺之正脈、直匡曹洞